手稲区マスコットキャラクターていぬ使用基準

平成22年2月23日制定

（前文）

手稲区マスコットキャラクターていぬは、手稲区区制20周年を契機に、手稲区に活力を与え、手稲区への愛着を深めてもらうことを目的として制定されました。

この手稲区マスコットキャラクターていぬは、手稲区民の皆さんをはじめ多くの方に活用され、愛されてこそ、本来の目的を果たすことができると考えます。

そこで、誰もが手稲区マスコットキャラクターていぬを使用することができるように、また、その使用により手稲区マスコットキャラクターていぬそのものや手稲区のイメージを損なうことのないよう、その使用基準を次のとおり定めます。

この使用基準を守って活用し、手稲区マスコットキャラクターていぬがより一層愛されるよう、皆さんで育んでいきましょう。

（総則）

第１条　この基準は、手稲区マスコットキャラクターていぬの使用に関して必要な事項を定め、その適正かつ積極的な活用を促すことにより、活気あふれる元気な手稲区の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この基準における定義は次のとおりとする。

⑴　「ていぬ」とは、手稲区マスコットキャラクターていぬに関するすべての総称をいう。

⑵　ダウンロードデータとは、「ていぬ」のうち公式ホームページ「ていぬの部屋」のダウンロードコンテンツ（URLは下記参照）から取得できるデータをいう。

※　URL:http://www.city.sapporo.jp/teine/20pj/character/down.html

⑶　管理データとは、「ていぬ」のうちダウンロードデータ以外に第３条の管理者が作成・保管するデータをいう。

⑷　着ぐるみとは、「ていぬ」のうちの着ぐるみをいう。

（管理者）

第３条　「ていぬ」の管理者（以下「管理者」という。）は、ていぬ活用委員会とする。

（権利等）

第４条　「ていぬ」に関する一切の権利及び権限は管理者に属し、「ていぬ」を使用する者が自己のものとして商標及び意匠として登録することはできないものとする。

（使用等）

第５条　「ていぬ」は、個人、企業、その他の団体において、営利、非営利を問わず使用できるものとする。

２　「ていぬ」を使用する場合（管理データの提供を求める場合も含む。）は、管理者に対し事前に使用申請書（別紙１）により申請し、管理者の承認を受けたうえで使用できるものとする。

ただし、営利を目的とせずに名刺、年賀状、ホームページ、会報、ポスター、パンフレット、イベントの景品などにダウンロードデータを使用する場合は申請を要しない。

３　「ていぬ」について変更を加えて使用（「ていぬ」を基に独自に立体化をする場合や製品を作る場合も含む。）したい者は、管理者に対し事前に変更申請書（別紙２）により申請し、管理者の承認を受けたうえで使用できるものとする。

ただし、以下に掲げる変更については、申請を要しない。

⑴　ダウンロードデータについて、縦横比を維持したまま大きさを変更する場合。

⑵　ダウンロードデータについて、縦横比を維持したまま一部を切り取り、かつ、別途ダウンロードデータとして提供している「©TEINE WARD SAPPORO」を合わせて表示する場合。

⑶　着ぐるみについて、衣装等着せる場合。

⑷　営利を目的とせずに、独自に立体化をする場合。

（使用料）

第６条　「ていぬ」の使用料は、原則無償とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、使用料を徴収することができる。

（使用の禁止）

第７条　以下に掲げる事項については、「ていぬ」の使用を禁止する。

⑴　特定の政治活動や宗教活動のために使用する場合。

⑵　手稲区の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。

⑶　法令若しくは公序良俗に反すると認められるとき、又は反する恐れのあるとき。

⑷　その他使用を承認することが適当でないと認められるとき。

（不正使用）

第８条　第５条及び第７条に定める事項に違反したことが発覚した時は、管理者は使用者に対し期限を定め改善を求める。当該期間を経過して、なお改善が図られない場合（使用者と連絡が取れない場合も含む。）は、不正使用例として公表したうえ、以降の使用を認めない。

（使用者の責任）

第９条　「ていぬ」の使用において自己や第三者へ損害を与えた場合について、管理者は一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第10条　この使用基準に定めるもののほか「ていぬ」の使用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

手稲区マスコットキャラクター使用申請書

手稲区マスコットキャラクター「ていぬ」を使用したいので承認願います。
なお、下記使用条件については了承し遵守致します。

申請日	平成　　年　　月　　日
申請者 （団体名 代表者名）	
連絡先	区　　　条　　　丁目　　　番　　　号 （Tel　　　－　　　－　　　）
使用したいもの	□　ダウンロードデータ　□　管理データ　□着ぐるみ □　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）
使用目的	□　営利　□非営利　□　使用基準第第５条３項に基づく変更 ※　営利目的の場合は本申請書と合わせてサンプルを提出願います。
使用期間	平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日
借受日	平成　　年　　月　　日　午前・午後　　時頃
返却日	平成　　年　　月　　日　午前・午後　　時頃
使用条件	1　別紙「使用基準」、「着ぐるみ取扱説明書」を熟読したうえで、適切に使用してください。 2　使用により、自己及び第三者へ損害を与えた場合は、使用者側で解決するものとし、管理者はその責を負わないものとします。 3　着ぐるみの借受及び返却は、承認を得た者が行ってください。なお、借受、返却は土曜日、日曜日及び祝日、並びに12月29日から１月３日を除く８時45分から17時15分の間に行ってください。 4　着ぐるみをき損又は汚損した場合は、可能な限り修繕又は洗浄等をし、現状回復のうえ返却してください。なお、故意又は過失による損傷又は紛失の場合は、損害賠償を求めます。 5　使用基準に定める事項に違反した場合は、承認後であっても使用を取り消す場合があります。 6　承認より得た使用権を転貸し又は譲渡は禁止します。 7　その他、ていぬ活用委員会の指示に従ってください。 ≪ていぬ活用委員会事務局≫　手稲区市民部地域振興課　Tel　681 -2400（内線256）
承認	可　・　不可

※　借受日・返却日については、着ぐるみ使用の場合に記入してください。

手稲区マスコットキャラクター変更申請書

手稲区マスコットキャラクターていぬを変更を加え使用したいので承認願います。
なお、下記使用条件については了承し遵守致します。

申請日	平成　　年　　月　　日
申請者 （団体名 代表者名）	
連絡先	区　　　条　　　丁目　　　番　　　号 （TEL　　　ー　　　ー　　　）
使用したいもの	□　ダウンロードデータ　□　管理データ　□着ぐるみ □　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　）
使用目的	□　営利　□　非営利 ※　本申請書とあわせてサンプルを提出してください。
使用期間	平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日
借受日	平成　　年　　月　　日　午前・午後　　時頃
返却日	平成　　年　　月　　日　午前・午後　　時頃
使用条件	1　別紙「使用基準」、「着ぐるみ取扱説明書」を熟読したうえで、適切に使用してください。 2　使用により、自己及び第三者へ損害を与えた場合は、使用者側で解決するものとし、管理者はその責を負わないものとします。 3　着ぐるみの借受及び返却は、承認を得た者が行ってください。なお、借受、返却は土曜日、日曜日及び祝日、並びに12月29日から１月３日を除く８時45分から17時15分の間に行ってください。 4　着ぐるみをき損又は汚損した場合は、可能な限り修繕又は洗浄等をし、現状回復のうえ返却してください。なお、故意又は過失による損傷又は紛失の場合は、損害賠償を求めます。 5　使用基準に定める事項に違反した場合は、承認後であっても使用を取り消す場合があります。 6　承認より得た使用権を転貸し又は譲渡は禁止します。 7　その他、ていぬ活用委員会の指示に従ってください。 ≪ていぬ活用委員会事務局≫　手稲区市民部地域振興課　TEL　681-2400（内線256）
承認	可　・　不可

※　借受日・返却日については、着ぐるみ使用の場合に記入してください。